

公益社団法人和歌山県スポーツ協会トップアスリート育成事業費
(ジュニア・少年・成年強化事業) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は公益社団法人和歌山県スポーツ協会(以下「本会」という。)が本会に加盟する国スポ正式競技団体(以下「団体」という。)が実施するトップアスリート育成事業(ジュニア・少年・成年強化事業)に対して補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、団体が実施する次に掲げるトップアスリート育成事業(ジュニア・少年・成年強化事業)とする。

(1) ジュニア選手の育成

国スポの少年種別選手や成年種別のふるさと選手として活躍する選手を育成するため、国スポ実施競技(実施決定競技を含む)を対象に行う発掘事業、強化合宿、県外遠征等。

(2) 少年選手の強化

国スポの少年種別において優秀な成績を収めるため、国スポ実施競技(実施決定競技を含む)を対象に行う強化合宿や県外遠征等。

(3) 成年選手の強化

国スポの成年種別において優秀な成績を収めるため、国スポ実施競技(実施決定競技を含む)を対象に行う強化合宿や県外遠征等。

(対象経費及び補助する金額)

第3条 補助の交付の対象経費は、別表のとおりとして、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、次の書類を原則として事業を行う3週間前までに公益社団法人和歌山県スポーツ協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 実施計画書(第2号様式)

(3) 指導者・参加者名簿(第2号様式の2)

(4) 収支予算書(第3号様式)

(5) 収支予算書積算内訳(第3号様式の2)

(6) 自家用車を使用する場合は自家用車運転者名簿(第3号様式の3)

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、補助金の交付について

てその適否を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第6条 前条の事業の承認に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ会長の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ 補助事業に要する経費の配分を変更(当該事業費の額の30パーセント以下の増減を除く。)しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助金等の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金等の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(変更の承認)

第7条 前条第1号に規定する変更の承認を受けようとする場合には、補助金変更交付申請書(第4号様式)に変更実施計画書(第5号様式)指導者・参加者変更名簿(第5号様式の2)、収支変更予算書(第6号様式)、収支変更予算書積算内訳(第6号様式の2)、自家用車を使用する場合は自家用車運転者変更名簿(第6号様式の3)を添えて会長に提出しなければならない。

(事業実績報告書)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、事業完了後速やかに次の書類を会長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績報告書(第7号様式)

(2) 実績報告書(第8号様式)

(3) 指導者・参加者実績名簿(第8号様式の2)

(4) 収支決算書(第9号様式)

(5) 自家用車を使用した場合は、自家用車運転者実績名簿(第10号様式)

(6) 経費の証拠書類(第11号様式、第11号様式の2)

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査を行い、交付の決定の内容条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 前条に規定する通知を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第 12 号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、補助金の全部または、一部を概算払いすることができる。

(検査等)

第 11 条 会長は、補助金等に係る事業の適正を期するため必要があると認めるときは、現地調査書（第 13 号様式）により、役員または職員に当該事業の実施状況を検査させ、必要な書類、帳簿その他の資料の提出を求めることができる。

(補助金の返還)

第 12 条 会長は、補助金の交付を受けた団体が次号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は、一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金交付の目的以外の用途に使用したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) その他、この要綱に違反したとき。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から適用する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。